

水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める省令 (昭和 46 年総理府令第 35 号) の改正 (1/2)



2001 年(平成 13 年)7 月 1 日施行

有害物質として以下の 3 項目が追加されました。一律排水規準は以下の通りです。

	海域以外の公共用水域	海域
ほう素及びその化合物	10 mg/L	230 mg/L
ふつ素及びその化合物	8 mg/L	15 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100 mg/L	

* アンモニア性窒素については、有害な硝酸・亜硝酸性窒素へ変化する環境中での挙動を考えて、係数 0.4 を乗じるものとする。

改正暫定排水基準 (2022 年 7 月 1 日から 3 年間、2025 年 6 月 30 日まで) (2019. 7～2022. 6 の基準が改正)

: 暫定排水基準値を強化して延長。 一律 : 一律排水基準値へ移行。

基準値が改正後も変更のない業種については、そのままの値を記載。

業種	制限等	日 排水量 50m ³	ほう素及び その化合物 (mg/L)		ふつ素及び その化合物 (mg/L)		硝酸性窒素等 *1 (mg/L)	
			2019. 7. 1 ～ 2022. 6. 30	2022. 7. 1 ～ 2025. 6. 30	2019. 7. 1 ～ 2022. 6. 30	2022. 7. 1 ～ 2025. 6. 30	2019. 7. 1 ～ 2022. 6. 30	2022. 7. 1 ～ 2025. 6. 30
ほうろう鉄器製造業			40	40	12	12		
貴金属製造・再生業	*2						2800	2800
電気めっき業	*2	以上	30	30	15	15		
		未満			40	40		
金属鉱業	*2		100	100				
酸化コバルト製造業							120	一律
畜産農業	水質汚濁防止法施行令別表第一 第一号の二ロに掲げる施設を有 するものに限る						500	300
	水質汚濁防止法施行令別表第一 第一号の二イに掲げる施設を有 するものに限る						500	400
ジルコニウム化合物 製造業							600	350
モリブデン化合物 製造業							1400	1300
バナジウム化合物 製造業							1650	1650

水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める省令

(昭和 46 年総理府令第 35 号) の改正 (2/2)



業種	制限等	日 排水量 50m ³	ほう素及び その化合物 (mg/L)		ふつ素及び その化合物 (mg/L)	
			2019. 7. 1 ～ 2022. 6. 30	当分の間 延長	2019. 7. 1 ～ 2022. 6. 30	当分の間 延長
下水道業	温泉排水を利用するもので、一定の条件*3 に該当するもの*2		50	40		
旅館業	1 リットルにつきほう素 500mg 以下の温泉を利用するものに限る		500	300		
	1 リットルにつきほう素 500mg を超える温泉を利用するものに限る		500	500		
	自然湧出*4				50	50
	自然湧出以外*4				30	30
	昭和 49 年 12 月 1 日以後に湧出した温泉*2	以上			15	15

*1 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸及び硝酸化合物

(アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量)

*2 海域以外の公共用水域に排出水を排出するもの

*3 ほう素及びその化合物の項中下水道業において、「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が 10 を超えることをいう。

$$\Sigma C_i \cdot Q_i / Q$$

この式において、C_i、Q_i 及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。

C_i：当該下水道法に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常の値（単位 ほう素の量に関して、1 リットルにつきミリグラム）

Q_i：当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常の量（単位 1 日につき立方メートル）

Q：当該下水道から排出される排出水の通常の量（単位 1 日につき立方メートル）

*4 一日当たりの平均的な排出水の量が 50m³ 未満であるもの又は昭和 49 年政令第 363 号の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。

詳しくは、当社 分析担当者 戸邊、五月女 (フリーダイヤル 0120-01-2590) までお気軽にお問い合わせ下さい。